

第24期第27回農業委員会総会

◇日 時

令和4年9月14日（水）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員

6番 細井 洋治 7番 高垣 明枝

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 認定都市農地の利用状況の報告書について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第27回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は
6番 細井委員 7番 高垣委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （1件）
議案第2号 認定都市農地の利用状況の報告書について （1件）
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決） （5件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年9月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2,142㎡ 番号1-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積66㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積386㎡ 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積277㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積66㎡ 番号1-3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積733㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積476㎡ 番号1-4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積813㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積452㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積204㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積339㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積141.93㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積764.46㎡ 面積合計6,860.39㎡ 申請人 ■■■■■■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年8月31日から令和4年8月31日まで 備考 平成7年9月21日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
4 番 石川委員説明願います。

4 番委員

はい、説明いたします。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年9月6日 立会い者は、申請者、会長、職代、指田委員、B班（小町委員、清水委員、野島委員）と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から■■■■■■に進み、北へ約453m進んだ■■■■■■■■■■前■■■■■■を左折し、約171m進み、■■■■■■を右斜めに約90m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、西側は、陸稲28作。中間は、ネギ5作、小豆3作、ゴマ3畝。東側は、里芋8作、落花生2作、ゴボウ2作、サツマイモ800本が作付けされていました。その他はきれいに耕耘されていました。また、農地の東側の角と中間に道路境確認用の桑の木が2本ありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、陸稲、ネギ、里芋、小豆、落花生、ゴボウ、ゴマ。秋は、陸稲、ネギ、里芋、小豆、落花生、ゴボウ。冬は、ネギと春の準備のため耕耘をしています。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号1-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年9月6日 立会い者は、申請者、会長、職代、指田委員、B班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間50日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から■■■■■■に進み、北へ約271m進み、■■■■■■■■■■手前を左折し、西へ約115m進んだ北側の農地と、線路を挟んだ向かい側の農地です。農地の状況ですが、■■■■■■■■■■と■■■■■■は、里芋4作が作付けされ、その他は耕耘済みになっています。■■■■■■■■■■と■■■■■■は、山芋、ゴーヤ、ネギ、茄子5本、ピーマン、シシトウ5本、カボチャ、ブロッコリー1作が作付けされ、その他はきれいに管理されていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、里芋、山芋、ゴーヤ、ネギ、茄子、カボチャ、ピーマン、シシトウ。秋は、里芋、山芋、ネギ、ブロッコリー、茄子。冬は、ネギ、ブロッコリーです。出荷状況は、自家消費です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号1-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年9月6日 立会い者は、申請者、会長、職代、指田委員、B班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間100日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から北へ約120m進み、■■■■■■を横断し北へ約57m進み、■■■■■■を右に約44m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■■は大根1畝、赤カブ1作、落花生6作、寒冷紗のトンネル（大根、ほうれん草用）2本があり、その他は耕耘済みになっています。地番■■■■■■は人参4作、大豆10作、落花生10作、ネギ6作が作付けされ、その他は耕耘済みになっています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ネギ、落花生、大豆、トウモロコシ。夏は、ネギ、落花生、大豆、トウモロコシ、大根、カブ。秋は、ネギ、落花生、大豆、大根、カブ、ほうれん草。冬は、ネギ、大根、カブ、ほうれん草です。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号1-4 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年9月6日 立会い者は、申請者、会長、職代、指田委員、B班と私と事務局です。過去3年

間の労働日数は各年間340日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から北へ約32m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■は、鶏舎4棟、鶏卵販売用物置1棟、幼鳥育成設備1棟があり、約1000羽養鶏しています。地番■■■■■・■■■■■・■■■■■は、鶏糞乾燥用ビニールハウス1棟、栗9本、茄子2作、陸稲7作、農機具用物置1棟、ゴーヤ、ブルーベリー3本、ロウバイ5本、ミカン1本、柿7本、ユズ1本、キウイ2本が作付けされています。地番■■■■■は、カボチャ、キュウリ、生姜が各1作ずつ作付けされています。地番■■■■■は、八ツ頭2作、里芋5作、スイカ15本が作付けされています。その他は耕耘済みです。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、養鶏、茄子、陸稲、カボチャ、キュウリ、生姜、八ツ頭、里芋。秋は、養鶏、大根、白菜、里芋、八ツ頭。冬は、養鶏、大根、白菜です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、名称不明の植木1株の撤去をお願いしました。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第2号 番号1 認定都市農地の利用状況の報告書について、上程いたします。

総会資料 議案第2号 認定都市農地の利用状況の報告書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和4年9月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積593㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積719㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積814㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積522㎡ 地番■■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積880㎡ 合計面積3,528㎡ 貸付人 ■■■■■■■■■■ ■■■■■ 借受人 ■■■■■■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 契約期間 2019年10月1日から2024年9月30日まで 種類 使用貸借

議 長 事務局より補足説明願います。

農政係長 はい。総会資料8ページになります。はじめに、現在の貸付人が変わって、■■■■■の■■■■■になりました。元の所有者の娘さんになります。農地の所在を担当している石川委員に現地調査をお願いしております。次に、総会資料9ページになります。3番「認定事業者が行う耕作の事業の実施状況」に「イ：生産した農作物等のおおむね5割以上を、農地のある区市や隣接している区市等で販売した」とありますが、こちらはほとんど■■■■■で販売しております。また下の方に「ハの（2）：申請地の耕土の流出防止、無農薬・減農薬栽培など国土及び環境の保全に資する取組みなどを実施する」とあります。

	所有者の方の従事については、年間 30 日以上従事していただいたということになります。 次に、総会資料 11 ページになります。8 番「その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作の事業への従事状況」の「(3) その者の耕作の事業への従事状況」については、借受人の従事日数が 300 日となっているため、貸付人が 1 割以上従事していることになります。 以上補足でございます。
議 長	はい、ありがとうございました。 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の 4 番 石川委員説明願います。
4 番委員	はい、説明いたします。 番号 1 貸付人、借受人及び土地の所在は、総会資料 6 ページのとおりです。案内図は総会資料 7 ページのとおりです。主な耕作者は、借受人です。調査年月日は、令和 4 年 9 月 6 日 立会い者は、借受人、会長、職代、指田委員、B 班と私と事務局です。過去 1 年間の労働日数は年 200 日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■から北へ約 237m 進み、■■■■の信号を過ぎ更に北へ約 60m 進み、交差点を右折し東へ約 25m 進んだ南側の農地と、道路予定地を挟んだ南側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■・■■■■・■■■■は、小松菜用マルチ 6 作、ブロッコリー苗のトンネル 5 本、人参 29 畝が作付けされています。地番■■■■は、小松菜用マルチが設置済み。地番■■■■は、全面耕耘され、秋冬野菜の準備中です。年間の作付け状況は、春は、ネギ、緑肥、トウモロコシ。夏は、トウモロコシ、ビーツ。秋と冬は、人参、小松菜です。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■です。指摘事項は、特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、認定都市農地の利用状況の報告書の通り、適正に耕作されていた回答をいたします。
議 長	次に、報告第 1 号 番号 1 農地法第 5 条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決） 番号 1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積 65m² 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地敷の一部
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 6 番 細井委員説明願います。

6 番委員	はい、説明いたします。 番号 1 申請者名及び土地の所在は、総会資料12ページのとおりです。案内図と公図は総会資料15ページを参照してください。調査年月日は、令和 4 年 9 月 8 日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■■■へ26m進み左折し、68m進み左折し、130m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、宅地造成中で、砂利や盛土がしてありました。周囲の状況ですが、東は、コンクリートのスロープ。南は、宅地造成中の土地。西は、道路。北は、住宅 2 棟です。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第 5 条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第 1 号 番号 2 農地法第 5 条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決） 番号 2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積240㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 6 番 細井委員説明願います。
6 番委員	はい、説明いたします。 番号 2 申請者名及び土地の所在は、総会資料12ページのとおりです。案内図と公図は総会資料16ページを参照してください。調査年月日は、令和 4 年 9 月 8 日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■より■■■■■■へ26m進み左折し、280m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、戸建ての住宅 1 棟と駐車場、庭でした。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅 2 棟。西は、住宅 1 棟。北は、道路です。転用の関連する特記事項は、特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。農地法第 5 条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
議 長	次に、報告第 1 号 番号 3 農地法第 5 条の規定による届出についてでございます。
総会資料	報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による届出について（専決） 番号 3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積173㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅
議 長	当該農地の利用状況について説明願います。 2 番 鈴木委員説明願います。
2 番委員	はい、説明いたします。 番号 3 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料17ページを参照してください。調査年月日は、令和 4 年 9 月 7 日

土地の案内につきましては、■■■■■を■■■■■に進み、■■■■■を左折し、約50m先の道路を右折し、約90m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、農地の右側奥に柿の木が1本あり、他は雑草が繁茂していました。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、公道。西は、滅失水路。北は、農地です。転用事業の関連する特記事項は、特にありません。

以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
-----	---

議 長 次に、報告第1号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
 番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況公衆用道路 面積49㎡
 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目
 的 所有権移転 公衆用道路

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8 番委員

はい、説明いたします。

番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料13ページのとおりです。案内図と公図は総会資料18ページを参照してください。調査年月日は、令和4年9月9日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■■■■■■へ200m進み、■■■■■からさらに264m進み、■■■■■から24m先を右折し、北へ233m進み右折し、西へ55m進んだ左側の土地です。農地の状況ですが、舗装され、道路になっています。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、道路。西は、集合住宅。北は、当該道路の延長道路です。転用に関連する特記事項は、開発行為の許可があります。

以上です。

議 長	以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。
-----	---

議 長	次に、報告第1号 番号5 農地法第5条の規定による届出についてでございます。
-----	--

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
 番号5 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積735㎡ 譲受人
 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有
 権移転 建売住宅

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
5番 坂本委員説明願います。

5番委員 はい、説明いたします。
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料14ページのとおりです。案内図と公図は総会資料19ページを参照してください。調査年月日は、令和4年9月13日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■より東へ約100m進み、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■を左折し、北北東に約100m進んだ先の土地です。農地の状況ですが、整地

され、宅地造成工事が始まっていました。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、水田。西は、道路。北は、住宅です。転用に関する特記事項は、特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者	
議 長	
委 員	
委 員	